



診療報酬改定を4月1日から6月1日へ後ろ倒しか？

目的は、医療機関等の負担軽減

- ✓ 厚生労働省は2023年8月2日に第551回中央社会保険医療協議会を開催
- ✓ 「診療報酬改定DX\*<sup>1</sup>」として、診療報酬改定の施行日を2024年度からこれまでの4月1日から2ヶ月後ろ倒して6月1日にする案を提示し、委員から承諾を得た
- ✓ これまでの改定では、医療機関やシステム事業者（ベンダー）\*<sup>2</sup>は通常の2.5倍～3倍の対応人数をかけて対応し大きな業務負担となっていた
- ✓ 改定に関する中医協の答申や告示の時期は変更せず施行時期を後ろ倒しにすることで医療機関などの業務負担を平準化する
- ✓ **薬価改定は従来と変わらず4月1日施行を維持する**

診療報酬改定DX\*<sup>1</sup>

診療報酬や診療報酬改定にかかわる作業をDX（デジタル・トランスフォーメーション）化させることで、大幅な効率化を行い、システムエンジニアの有効活用や費用削減を目指す概念。

システム事業者（ベンダー）\*<sup>2</sup>

ここでは主に電子カルテやレセコン業者

診療報酬改定時期を2ヶ月後ろ倒した場合のスケジュール表（案）

- 施工時期の後ろ倒しにあたっては、総合的な検討が必要とされているところ。
- 毎年薬価改定の観点からは、4月の薬価改定が実施されれば、薬価調査を例年通りに実施することが可能
- また次期改定に向けては、6月施行の場合、経過措置は9月末を基本とし、年度内の検証調査が実施可能

月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
R6改定における国の動き		中医協での議論	2月上旬中医協答申	3月上旬関係告示等 3月下旬電子点数表	4月1日薬価改定		6月1日施行	7月10日初回請求						
毎年改定やR8以降の改定にむけての動き										薬価調査			検証調査	
ベンダ作業内容			中医協の資料等を確認しソフトウェア改修への影響を見極める			疑義解釈、変更通知等 初回請求向け対応								
				窓口負担金計算向け対応										
				改修	テスト	導入支援								
														随時必要に応じた対応

出典：中央社会保険医療協議会総会〔第551回〕資料